

＜条例（素案）の概要＞

（仮称）川越市空き家等の適正管理に関する条例（素案）の概要について

①＜目的＞

空き家等が放置され、管理不全な状態となることを防止することによって、生活環境の保全及び防犯のまちづくりの推進に寄与することを目的とします。

②＜用語の定義＞

- ・ 空き家等 市内に所在する建物その他の工作物で、現に人が使用していないもの及びその敷地とします。
- ・ 管理不全な状態 空き家等が次のいずれかの状態にあるものとします。
 - (1) 老朽化等に起因する建物その他の工作物の倒壊又は破損により、人の生命、身体又は財産に被害を及ぼすおそれがある状態
 - (2) 不特定の者の侵入が容易であるために犯罪行為を誘発するおそれがある状態
 - (3) 草木等の繁茂、ねずみ、害虫等の発生等により、近隣的生活環境を阻害するおそれがある状態
- ・ 所有者等 空き家等を所有し、又は管理する者とします。
- ・ 市民等 市内に居住若しくは滞在し、又は市内を通過する者とします。

③＜所有者等の責務＞

所有者等は、その所有し、又は管理する空き家等を放置することにより管理不全な状態にならないように、適正な管理をしなければならないものとします。

④＜情報の提供＞

市民等は、管理不全な状態である空き家等があると認めるときは、市にその情報を提供することができるものとします。

⑤＜実態の調査＞

市長は、情報の提供があったとき、又は空き家等が適正な管理を行われていないと認めるときは、当該空き家等の実態調査を行うことができるものとします。

⑥＜指導＞

市長は、実態調査により、空き家等が管理不全な状態にあると認めると

きは、当該空き家等の所有者等に対し、必要な措置について指導を行うことができるものとしします。

⑦<勧告>

市長は、指導をした場合において、所有者等がなお空き家等を管理不全な状態に置いていると認めるときは、当該所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができるものとしします。

⑧<公表>

市長は、空き家等の所有者等が勧告に応じないときは、その旨を公表することができるものとしします。なお、公表に当たっては、当該公表に係る所有者等に意見を述べる機会を事前に与えなければならないものとしします。

⑨<協力の要請>

市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する消防、警察その他の関係機関に実態調査、指導、勧告及び公表の内容を提供し、当該空き家等の管理不全な状態を解消するために必要な協力を求めることができるものとしします。

⑩<委任>

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとしします。

⑪<施行予定日>

平成25年 4月 1日としします。

⑫<その他>

この条例の施行後5年以内に、条例の施行の状況を把握したうえで検討を行い、その結果に基づき必要な見直しを行うものとしします。